

総務文教常任委員会

平成26年3月7日（金）午後1時～
第3委員会室 30分

1 開議

2 事務局日程説明

3 請願審査

- (1) 受理番号3 原発避難計画に関する請願

4 議案審査

政策推進室

- (1) 第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）所管分
＜説明～質疑＞

企画管理部

- (1) 第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）所管分
＜説明～質疑＞
(2) 第43号議案 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- (1) 第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）所管分
＜説明～質疑＞

総務部

- (1) 第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）所管分
＜説明～質疑＞
(2) 第66号議案～第74号議案
平成25年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算（第1号）
他8財産区特別会計補正予算
＜説明～質疑＞

会計管理室

- (1) 第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）所管分

<説明～質疑>

教育部

(1) 第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第5号) 所管分

<説明～質疑>

4 討論～採決

5 その他

(1) 他都市先進地行政視察等について

(2) 新わがまちトーク(放課後児童会に係る意見交換会)について

原子力災害に係る広域避難ガイドライン（素案）の概要

H26. 1. 10 関西広域連合広域防災局

1 ガイドラインの位置づけ

(1) 広域避難の調整経緯

福井県嶺南地域に立地する 15 の原子力施設の UPZ（緊急時防護措置を準備する区域：概ね 30km 圏）は、福井、滋賀、京都 3 府県にまたがり、域内には 52 万人が居住している。

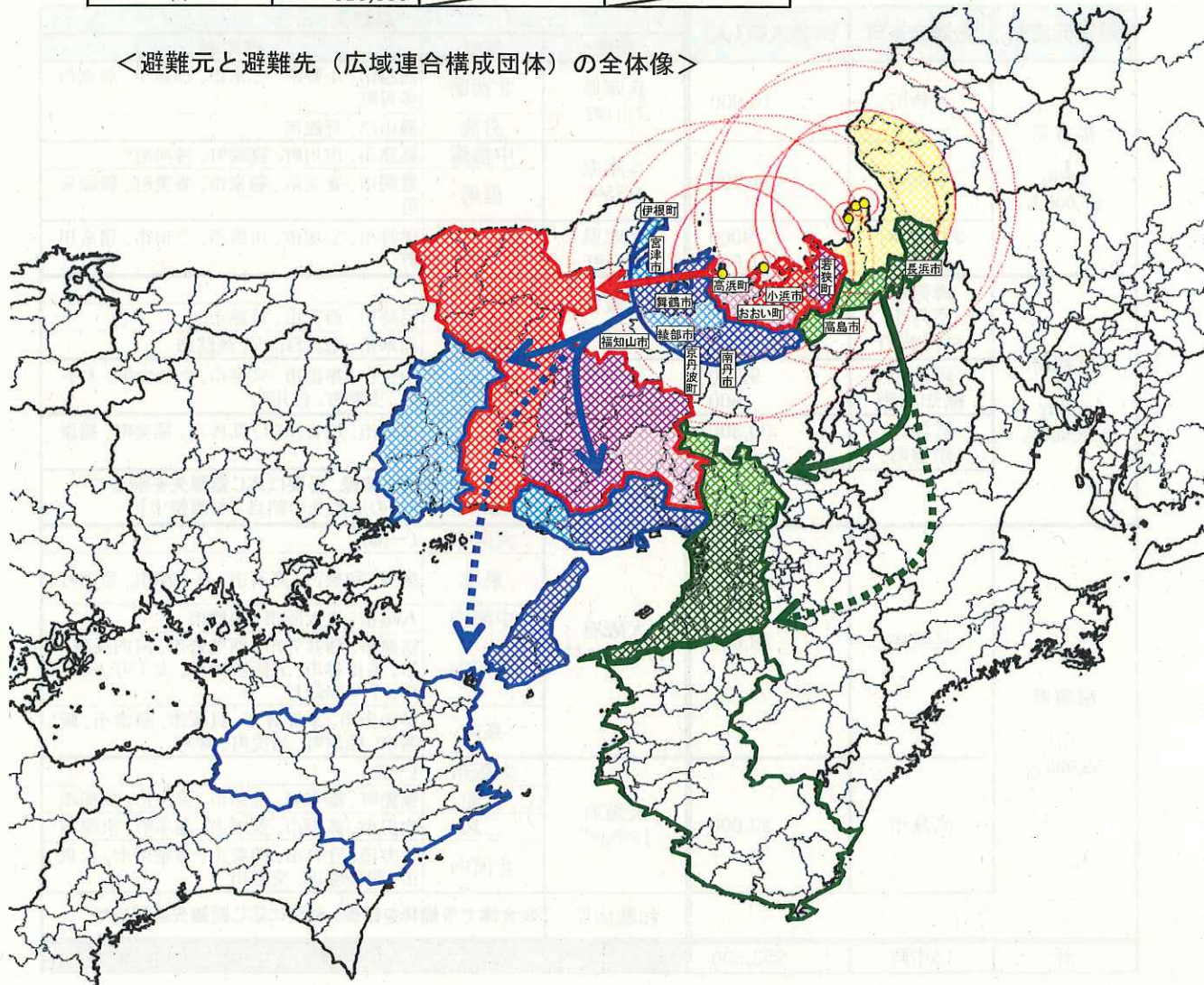
各府県は、どのような事故が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ 全体で避難が必要となる規模の災害を想定して広域避難計画の策定に取り組んでいる。

各府県とも、状況に応じて柔軟な対応できるよう、府県内の避難先に加え、府県外の避難先確保を希望しており、関西広域連合では、広域連合構成団体が避難先となる福井県嶺南西部、滋賀県、京都府の 25 万人を対象に広域避難先の調整を行っている。

避難元		UPZ内人口(人)	第1避難先(府県内)	第2避難先(府県外)
福井県	嶺北	184,000	福井県内	石川県
	嶺南東部	79,000		奈良県
	嶺南西部	67,000		兵庫県
滋賀県		58,000	滋賀県内	大阪府
京都府		128,800	京都府内	兵庫県、徳島県
計		516,800		

計 253,500 人（府内避難のみの
京都市 300 人を除く。）

<避難元と避難先（広域連合構成団体）の全体像>



(2) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、万一の際に関西圏域において広域避難が円滑に行われるよう、避難元と避難先のマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針及び避難所運営方針等を定めるものである。

これにより、避難元府県・市町の広域避難計画策定を支援するとともに、これに対応して、避難先府県・市町村の地域防災計画に広域避難の受入れを反映させ、関西府県全体の計画の整合を図る。

2 避難元と避難先のマッチング

(1) カウンターパート設定

避難元と避難先のマッチングを行うため、まず府県のカウンターパート設定を行い、次いで、府県間の調整により、避難元市町と避難先市町村をマッチングした。

(カウンターパート設定)

被災府県	主たる応援府県
福井県	兵庫県
滋賀県	大阪府(幹事)、和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
京都府	兵庫県(幹事)、徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)

※応援府県の管内の政令市は同一の被災府県の支援を行う。

(2) 避難元・避難先市町村マッチング

避難元・避難先の市町村マッチングの結果は下表のとおり。現在、地区レベルのマッチングを実施中。その結果を踏まえて避難経路、避難中継所等も今後設定していく。

避難元府県	避難元市町	対象人口(人)	避難先		
			府県	地域	市町村
福井県 4市町 67,000人	若狭町	16,000	兵庫県 7市1町	北播磨	西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町
				丹波	篠山市、丹波市
	小浜市	31,000	兵庫県 4市5町	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
				但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	おおい町 高浜町	9,000 11,000	兵庫県 4市1町	阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
京都府 7市町 128,500人	舞鶴市	89,000	兵庫県 7市	神戸市	
	南丹市	4,200		阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市
	京丹波町	3,500		淡路	洲本市、南あわじ市、淡路市
	綾部市	9,300	兵庫県 4市3町	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町
	福知山市	600			
	宮津市	20,300	兵庫県 3市2町	東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
	伊根町	1,600			
			徳島県	※全体で予備枠を確保、必要に応じ避難先を割当て【一部の市町村への避難先の割当てを調整中】	
滋賀県 2市 58,000人	長浜市	28,000	大阪府 19市6町1村	大阪市 (一部)	
				泉北	堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町
				中河内	八尾市、東大阪市、柏原市
				南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
	高島市	30,000	大阪府 15市3町	泉南	岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
				大阪市 (一部)	
				豊能	豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市
				三島	吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市
				北河内	枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市
			和歌山県	※全体で予備枠を確保、必要に応じ避難先を割当て	
計	13市町	253,500			

3 広域避難の実施判断と情報連絡

- 原子力災害発生時は、国が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、防護措置基準（EAL/OIL）に基づき必要な防護措置の実施判断を行い、避難指示を発令。

EAL：放射性物質放出前の基準。施設の状況で判断。

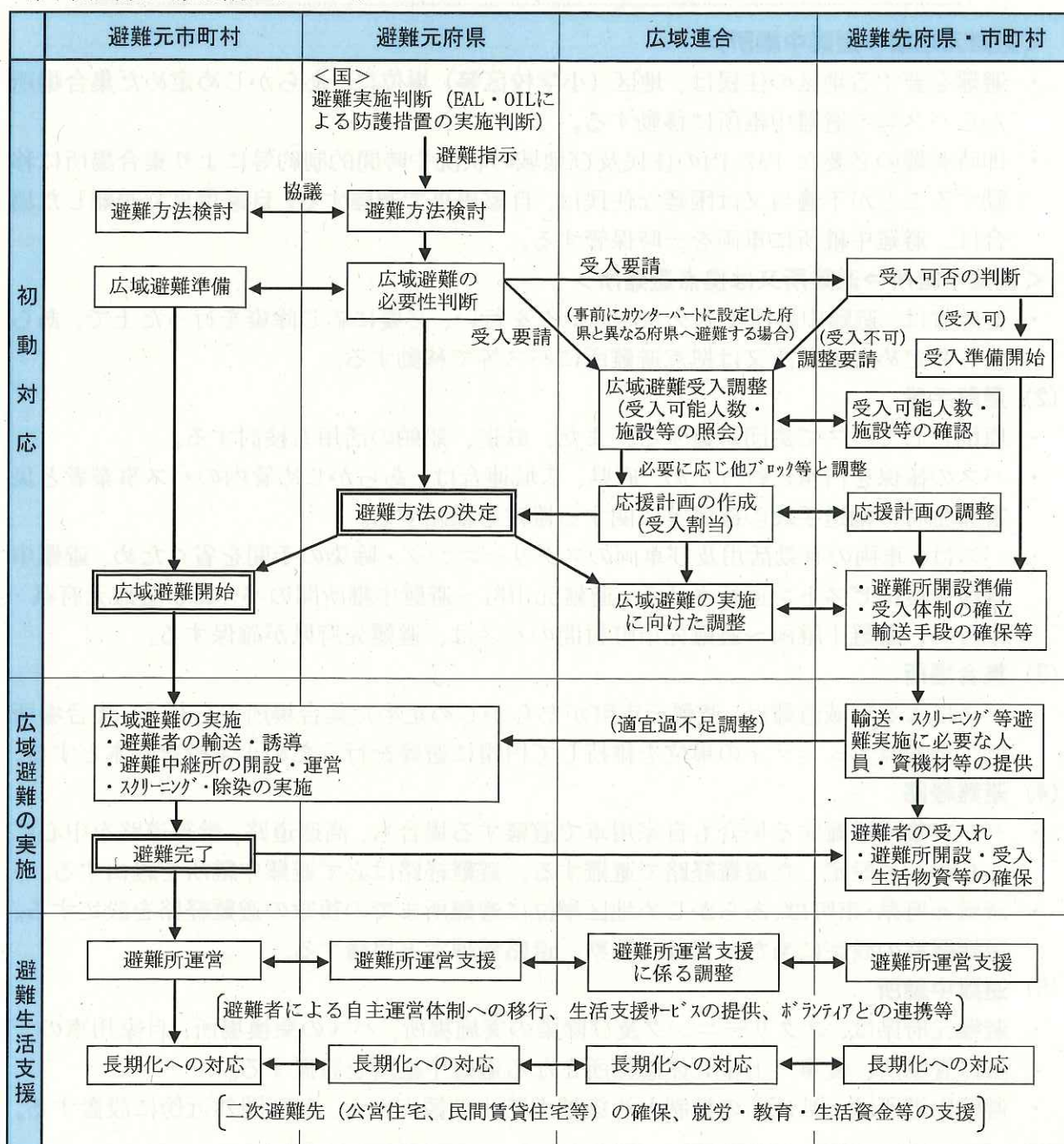
- 施設敷地緊急事態→PAZの住民避難準備
- 全面緊急事態→PAZの住民避難、UPZの住民避難準備

OIL：放射性物質放出後の基準。空間放射線量率の実測値で判断。

- OIL1（500 μ Sv/h）→数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施
- OIL2（20 μ Sv/h）→1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施

- 地方公共団体は、国の避難指示に基づき具体的な住民避難の方法を決定し、実行。

＜広域避難に係る調整フロー＞

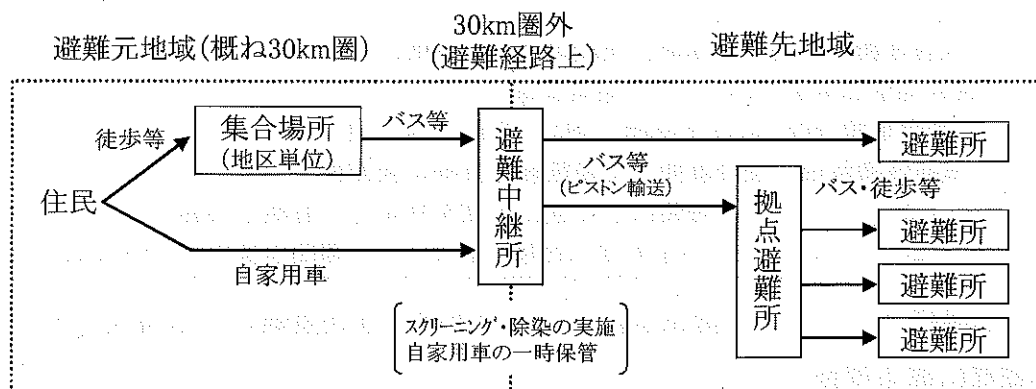


4 広域避難の実施方針（案）

※調整中。特に国が検討中のスクリーニングの実施方法次第で内容に変更が生じる可能性がある。

(1) 広域避難の基本型

- 広域避難は避難中継所を経由し、所定の避難所へ避難するのを基本型【下図】とする。



<避難元地域⇒避難中継所>

- 避難を要する地区の住民は、地区（小学校区等）単位に、あらかじめ定めた集合場所からバス等で避難中継所に移動する。
- 即時避難の必要な PAZ 内の住民及び地域の状況や時間的制約等により集合場所に移動することが不適當又は困難な住民は、自家用車で避難する。自家用車で避難した場合は、避難中継所に車両を一時保管する。

<避難中継所⇒避難所又は拠点避難所>

- 避難者は、避難中継所でスクリーニングを行い、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた避難所又は拠点避難所にバス等で移動する。

(2) 避難手段

- 原則としてバスで集団避難する。また、鉄道、船舶の活用も検討する。
- バスの確保を円滑に行うため、府県、広域連合は、あらかじめ管内のバス事業者と災害発生時の輸送手段の確保等に関する協定を締結する。
- バスは、車両の有効活用及び車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境にピストン運行させる。避難元市町～避難中継所間のバスは、避難元府県・市町が、避難中継所～避難先市町村間のバスは、避難先府県が確保する。

(3) 集合場所

- バスによる広域避難は、避難元市町があらかじめ定めた集合場所から行う。集合場所は、地域コミュニティの単位を維持して円滑に避難を行うため小学校を基本とする。

(4) 避難経路

- バスで集団避難する場合も自家用車で避難する場合も、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難する。避難経路は必ず避難中継所を経由する。
- 避難元府県・市町は、あらかじめ地区単位に避難所までの複数の避難経路を設定する。避難経路の設定に当たっては、警察、道路管理者と協議する。

(5) 避難中継所

- 避難元府県は、スクリーニング及び除染の実施場所、バスの乗換場所、自家用車の一時保管場所、食事・トイレ休憩場所となる避難中継所を設置する。
- 避難中継所は、被ばくの抑制と汚染拡大防止の観点から、UPZ 圏外近傍に設置する。

- ・避難元府県は、想定される避難者数、避難経路を踏まえ、避難元府県外も含め、十分な数の避難中継所の候補地をあらかじめ選定する。

(6) スクリーニング及び除染

①実施方法

- ・避難元府県・市町は、被ばくの抑制と汚染拡大防止を目的として、避難経路上の30km圏外の避難中継所においてスクリーニング及び除染を実施する。
- ・スクリーニング及び除染は、国が定める標準的な実施方法及びこれに基づき避難元府県が定めるマニュアルにより実施する。
- ・スクリーニング及び除染は避難者本人の健康管理のためにも行われるものであることから、原則として全避難者を対象に実施する。

②実施体制

- ・避難元府県は、スクリーニング及び除染の人員・資機材の種別・数量を見積もり、あらかじめその実施体制や人員・資機材の確保手順を整備する。
- ・府県、広域連合は、あらかじめ国、原子力事業者、放射線技師会等と協議し、人員・資機材の確保に係る広域調整の手順を整備する。
- ・放射線技師については作業員として協力を得ることが不可欠であるため、放射線技師会との協定の締結等により、あらかじめ協力要請の手順等について取決めを行う。

5 避難所と避難者支援

(1) 避難所

- ・H24.6の災害対策基本法改正により「広域一時滞在」の規定が創設された。避難所は改正災対法（第86条の9第5項）に基づき、避難先市町村が設置する。
- ・市町村の指定避難所は、すべて広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうるものであることから、事前に管理（所有）者の理解を得ておくことが望ましい。

(2) 拠点避難所

- ・避難先市町村は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、大規模施設に拠点避難所を開設することができる。

(3) 避難所運営

- ・避難開始当初は、避難元市町は住民の送り出し等に全力を挙げなければならないため、避難先市町村が避難者の生活支援など避難所運営において積極的な役割を担う。
- ・広域避難先の市町村は、通常の行政サービスを行いながら被災者支援を行うこととなるため、避難所開設当初の避難先市町村主導の運営から、避難元市町による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切替えていく必要がある。

(4) 避難所運営に必要な人員・物資の確保

- ・避難所運営に必要な人員・物資は、避難元・避難先の府県・市町村が協力して確保し、不足する場合は、関西広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。

(5) 避難長期化の対応（二次避難への移行）

- ・避難所の開設期間は、目安として2ヶ月を上限とする。
- ・避難元府県・市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。
- ・二次避難先は避難元府県内で確保する。状況によっては、避難元府県の要請に応じ、避難先府県において、管内市町村と連携し、二次避難先を確保する。

- ・ 二次避難先としては、①公営住宅（URを含む。）、②民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設）、③国・地方公共団体の職員官舎を確保し、それでもなお不足する場合に、④応急仮設住宅を整備する。
- ・ みなし仮設の確保を円滑に進めるため、府県、広域連合はあらかじめ宅建業協会等の関係団体と協定を締結し、みなし仮設の確保に係る広域調整の手順を整備する。

(6) 他ブロック等への応援要請

- ・ 関西圏域内だけでは、避難元府県が必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、国、全国知事会、他ブロック等に応援要請を行う。

(7) 費用負担

- ・ 広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。

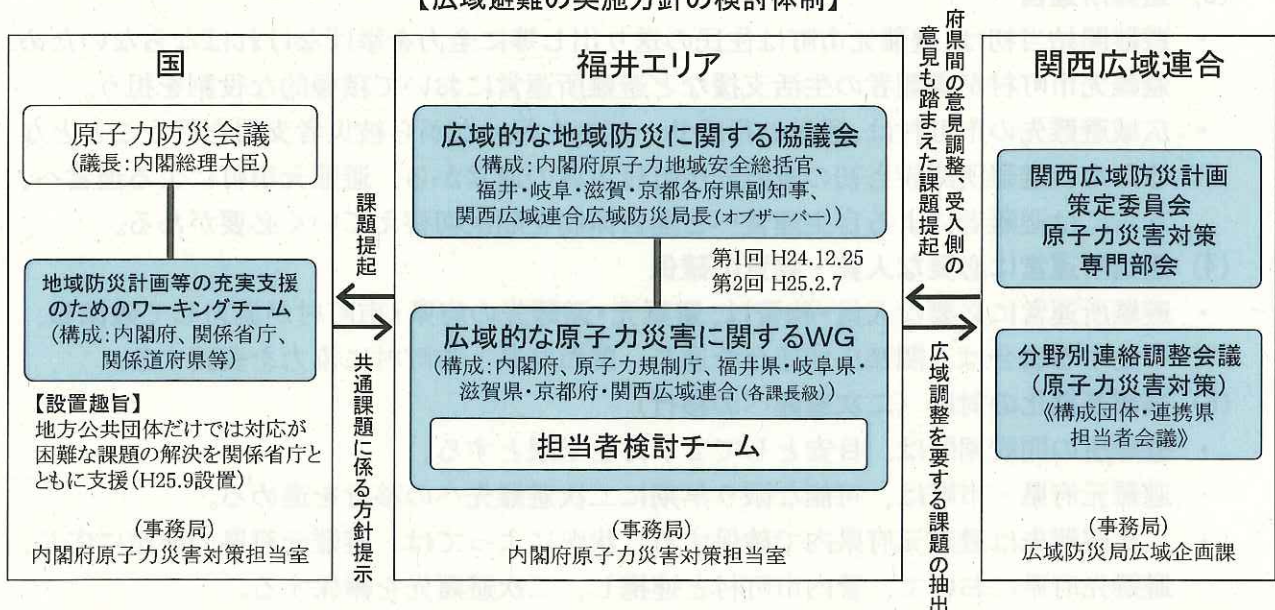
6 避難行動要支援者の広域避難

- ・ 避難行動要支援者については、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。
- ・ 今後、国の指針に基づき、市町村が災害全般に対応する要支援者の個別避難計画の策定に取り組むこととなるので、これに合わせて、原子力災害の特性を踏まえ、広域避難先の調整、移送手段の確保等について、広域連合として支援を行っていく。

7 国との関係

- ・ 本ガイドラインは広域連合構成団体・連携県が協議して検討を進めているが、原子力災害時は国が避難等の実施判断を行うため、国の積極的な関与を得る必要がある。このため、国が設置し、関西広域連合も参画する「広域的な地域防災に関する協議会」又はその下に設置されたワーキンググループにおいて最終的な取りまとめを図る。
- ・ なお、避難手段、避難経路、避難中継所等の詳細を確定させていく上で、スクリーニングの実施方法が定まっていない点が課題となっていることから、現在、国に対し、早急な方針の提示を求めている。

【広域避難の実施方針の検討体制】



「亀岡市部設置条例」及び関連条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

平成26年度は、大規模スポーツ施設建設関連事業の推進、市民公約である「安全・安心 笑顔と絆の しあわせ実感都市」の実現を目指し、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～に掲げる諸施策を積極的かつ着実に実行する年にあたる。

このため、平成26年度行政組織・機構については、危機管理機能の強化と積極的に施策を推進する体制を基本に、以下の方向性及び視点に基づき行政組織・機構改革を行う。

＜改革の方向性と視点＞

*改革の方向性

- 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の着実な推進
- 行財政改革プラン2010-2014の堅実な推進

*改革の視点

- 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の推進と大規模スポーツ施設建設関連事業の円滑な推進を図る組織・機構
- 市民の参画と協働によるにぎわいのまちづくりを推進する組織・機構
- 機能的で効率的な市民にわかりやすい組織・機構
- 権限移譲事務の円滑な執行に対応した組織・機構

2. 改正条例及び改正内容

(1) 亀岡市部設置条例関係

○「政策推進室」を再編

大規模スポーツ施設関連事業の推進を図るため1室1課体制とし、プロジェクト・チームの中心組織として、市長直轄組織を改め「部」と同格の「室」に再編する。

- ・政策推進室の所管分掌は以下のとおりとする。

「公共交通政策に関すること」

「大規模スポーツ施設に関すること。」

「特命事項の調査及び研究に関すること。」

(削除するもの)

「市有財産の総合的土地活用政策に関すること。」

(総務部へ移管するもの)

「交通安全対策（交通安全対策施設を除く）に関すること。」

「セーフコミュニティに関すること」

「安全・安心のまちづくりに関すること」

○安全安心まちづくりへ体制の整備

災害に強いまちへ危機管理体制の整備と総合的な安全安心まちづくりの推進のため、政策推進室から「交通安全対策に関すること」、「セーフコミュニティに関すること」、「安全・安心のまちづくりに関すること」を総務部へ移管する。

○教育委員会から「スポーツに関すること」を生涯学習部へ移管

大規模スポーツ施設、ハーフマラソンを契機に、生涯学習部に分掌を移管し、総合的にスポーツの推進を図る。

○会計管理室から「法定外公共物に関すること」をまちづくり推移部へ移管

法定外公共物に関する事務をまちづくり推進部に移管し、道路等の機能と一体的な管理体制に整備する。

(2) 亀岡市交通安全対策会議条例関係

会議の庶務を、「政策推進室」から「総務部」に改正

(3) 亀岡市社会体育施設条例関係

「亀岡市教育委員会」から「亀岡市長」に改正

(4) 亀岡市市民プール条例関係

「亀岡市教育委員会」から「亀岡市長」に改正

3. 施行期日 平成26年4月1日

4. その他 今回の条例改正は、これまでの13部3室体制の変更はない。

平成 2 5 年度

亀岡財産区他 8 財産区特別会計補正予算の概要

総務部自治防災課

平成25年度亀岡財産区他8財産区特別会計補正予算の概要

会 計 名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	主な内容
亀岡市亀岡財産区特別会計 補正予算(第1号)	45,858	△ 15,150	30,708	管理会費減 △ 685 千円 財産管理費減 △ 14,619 千円 積立金増 154 千円
亀岡市馬路財産区特別会計 補正予算(第2号)	3,626	249	3,875	積立金増 249 千円
亀岡市篠財産区特別会計補 正予算(第1号)	15,779	149	15,928	管理会費減 △ 50 千円 積立金増 199 千円
亀岡市中野財産区特別会計 補正予算(第2号)	1,558	3	1,561	積立金増 3 千円
亀岡市西加舎財産区特別会 計補正予算(第1号)	1,200	1,600	2,800	財産管理費減 △ 25 千円 積立金増 1,625 千円
亀岡市宮川財産区特別会計 補正予算(第1号)	700	258	958	財産管理費増 237 千円 積立金増 21 千円
亀岡市神前財産区特別会計 補正予算(第1号)	5,370	31	5,401	積立金減 △ 709 千円 繰出金増 740 千円
亀岡市河原尻財産区特別会 計補正予算(第1号)	5,752	74	5,826	管理会費減 △ 101 千円 財産管理費減 △ 120 千円 積立金増 295 千円
亀岡市国分財産区特別会計 補正予算(第1号)	3,050	789	3,839	管理会費増 5 千円 財産管理費増 767 千円 積立金増 17 千円
補正額合計		△ 11,997		

平成25年度亀岡財産区他8財産区特別会計補正予算(3月)の主な内容

特別会計名	補正額	主 な 内 容	
		歳 入	歳 出
亀岡市亀岡 財産区特別会計 補正予算(第1号)	千円 △ 15,150	1 財産運用収入 △ 265 千円 土地貸付料 △ 419 千円 基金利子 154 千円 2 財産売却収入 △ 164 千円 立木売却代 4 千円 密等売却代 △ 168 千円 3 基金繰入金 △ 16,612 千円 基金取り崩し 4 繰越金 △ 200 千円 前年度繰越金 5 受託事業収入 597 千円 造林受託事業収入 6 雑入 1,494 千円 造林補助金 47 千円 作業道開設事業等補助金 1,443 千円 電柱敷地料 4 千円	1 管理会費 △ 685 千円 臨時職員等賃金 2 財産管理費 △ 14,619 千円 労働災害保険料 △ 497 千円 委員監督者賃金 △ 1,260 千円 除伐・間伐等業務委託料 △ 11,467 千円 林業先進地研修出席負担金 △ 40 千円 互助会助成金 △ 700 千円 造林事業負担金 △ 585 千円 講習会参加負担金 △ 70 千円 3 積立金 154 千円 基金積立金
亀岡市馬路 財産区特別会計 補正予算(第2号)	249	1 財産運用収入 249 千円 基金利子	1 積立金 249 千円 基金積立金
亀岡市篠 財産区特別会計 補正予算(第1号)	149	1 財産運用収入 199 千円 基金利子 2 基金繰入金 △ 1,367 千円 基金取り崩し 3 繰越金 1,317 千円 前年度繰越金	1 管理会費 △ 50 千円 事務用備品 2 積立金 199 千円 基金積立金
亀岡市中野 財産区特別会計 補正予算(第2号)	3	1 財産運用収入 3 千円 基金利子	1 積立金 3 千円 基金積立金
亀岡市西加舎 財産区特別会計 補正予算(第1号)	1,600	1 財産運用収入 30 千円 基金利子 2 財産売却収入 △ 16 千円 松茸等採取権売り払い代 2 基金繰入金 △ 450 千円 基金取り崩し 4 雑入 2,036 千円 立木伐採補償料	1 財産管理費 △ 25 千円 労働災害保険料 △ 11 千円 通信運搬費 △ 4 千円 保険料 △ 10 千円 2 積立金 1,625 千円 基金積立金

特別会計名	補正額	主 内 容	
		歳 入	歳 出
亀岡市宮川 財産区特別会計 補正予算（第1号）	258	1 財産運用収入 21 千円 基金利子 2 財産売払収入 △ 14 千円 松茸等採取権売り払い代 3 繰越金 244 千円 前年度繰越金 4 雑入 7 千円 占用料等	1 財産管理費 237 千円 下草刈等賃金 210 千円 消耗品費 7 千円 保険料 20 千円 2 積立金 21 千円 基金積立金
亀岡市神前 財産区特別会計 補正予算（第1号）	31	1 財産運用収入 31 千円 基金利子	1 積立金 △ 709 千円 基金積立金 2 繰出金 740 千円 一般会計繰出金（区助成金）
亀岡市河原尻 財産区特別会計 補正予算（第1号）	74	1 財産運用収入 277 千円 土地貸付料 △ 18 千円 基金利子 295 千円 2 財産売払収入 △ 13 千円 松茸等採取権売り払い代 3 基金繰入金 △ 2,736 千円 基金取り崩し 4 繰越金 1,335 千円 前年度繰越金 5 雑入 1,211 千円 造林補助金 13 千円 森林整備地域活動交付金 103 千円 立木伐採補償料 1,095 千円	1 管理会費 △ 101 千円 委員報酬 △ 60 千円 事務委託料 △ 41 千円 2 財産管理費 △ 120 千円 林業先進地研修出席負担金 3 積立金 295 千円 基金積立金
亀岡市国分 財産区特別会計 補正予算（第1号）	789	1 財産運用収入 17 千円 基金利子 2 財産売払収入 △ 2 千円 松茸等採取権売り払い代 3 繰越金 670 千円 前年度繰越金 4 雑入 104 千円 造林補助金	1 管理会費 5 千円 印刷製本費 2 財産管理費 767 千円 林業先進地研修出席負担金 △ 120 千円 立会勘定負担金 887 千円 3 積立金 17 千円 基金積立金
補正額の合計	△ 11,997	△ 11,997	△ 11,997

平成 2 5 年度

亀岡財産区他 8 財産区特別会計補正予算の概要

総務部自治防災課

平成25年度亀岡財産区他8財産区特別会計補正予算の概要

会 計 名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	主な内容
亀岡市亀岡財産区特別会計 補正予算(第1号)	45,858	△ 15,150	30,708	管理会費減 △ 685 千円 財産管理費減 △ 14,619 千円 積立金増 154 千円
亀岡市馬路財産区特別会計 補正予算(第2号)	3,626	249	3,875	積立金増 249 千円
亀岡市篠財産区特別会計補 正予算(第1号)	15,779	149	15,928	管理会費減 △ 50 千円 積立金増 199 千円
亀岡市中野財産区特別会計 補正予算(第2号)	1,558	3	1,561	積立金増 3 千円
亀岡市西加舎財産区特別会 計補正予算(第1号)	1,200	1,600	2,800	財産管理費減 △ 25 千円 積立金増 1,625 千円
亀岡市宮川財産区特別会計 補正予算(第1号)	700	258	958	財産管理費増 237 千円 積立金増 21 千円
亀岡市神前財産区特別会計 補正予算(第1号)	5,370	31	5,401	積立金減 △ 709 千円 繰出金増 740 千円
亀岡市河原尻財産区特別会 計補正予算(第1号)	5,752	74	5,826	管理会費減 △ 101 千円 財産管理費減 △ 120 千円 積立金増 295 千円
亀岡市国分財産区特別会計 補正予算(第1号)	3,050	789	3,839	管理会費増 5 千円 財産管理費増 767 千円 積立金増 17 千円
補正額合計		△ 11,997		

平成25年度亀岡財産区他8財産区特別会計補正予算(3月)の主な内容

特別会計名	補正額	主 内 容	
		歳 入	歳 出
亀岡市亀岡 財産区特別会計 補正予算(第1号)	千円 △ 15,150	1 財産運用収入 △ 265 千円 土地貸付料 △ 419 千円 基金利子 154 千円 2 財産売却収入 △ 164 千円 立木売却代 4 千円 橋等売却代 △ 168 千円 3 基金繰入金 △ 16,612 千円 基金取り崩し 4 繰越金 △ 200 千円 前年度繰越金 5 受託事業収入 597 千円 造林受託事業収入 6 雑入 1,494 千円 造林補助金 47 千円 作業道開設事業等補助金 1,443 千円 電柱敷地料 4 千円	1 管理会費 △ 685 千円 臨時職員等賃金 2 財産管理費 △ 14,619 千円 労働災害保険料 △ 497 千円 委員監督者賃金 △ 1,260 千円 除伐・間伐等業務委託料 △ 11,467 千円 林業先進地研修出席負担金 △ 40 千円 互助会助成金 △ 700 千円 造林事業負担金 △ 585 千円 講習会参加負担金 △ 70 千円 3 積立金 154 千円 基金積立金
亀岡市馬路 財産区特別会計 補正予算(第2号)	249	1 財産運用収入 249 千円 基金利子	1 積立金 249 千円 基金積立金
亀岡市篠 財産区特別会計 補正予算(第1号)	149	1 財産運用収入 199 千円 基金利子 2 基金繰入金 △ 1,367 千円 基金取り崩し 3 繰越金 1,317 千円 前年度繰越金	1 管理会費 △ 50 千円 事務用備品 2 積立金 199 千円 基金積立金
亀岡市中野 財産区特別会計 補正予算(第2号)	3	1 財産運用収入 3 千円 基金利子	1 積立金 3 千円 基金積立金
亀岡市西加舎 財産区特別会計 補正予算(第1号)	1,600	1 財産運用収入 30 千円 基金利子 2 財産売却収入 △ 16 千円 松茸等採取権売り払い代 2 基金繰入金 △ 450 千円 基金取り崩し 4 雑入 2,036 千円 立木伐採補償料	1 財産管理費 △ 25 千円 労働災害保険料 △ 11 千円 通信運搬費 △ 4 千円 保険料 △ 10 千円 2 積立金 1,625 千円 基金積立金

特別会計名	補正額	主 な 内 容	
		歳 入	歳 出
亀岡市宮川 財産区特別会計 補正予算（第1号）	258	1 財産運用収入 21 千円 基金利子 2 財産売払収入 △ 14 千円 松茸等採取権売り払い代 3 繰越金 244 千円 前年度繰越金 4 雑入 7 千円 占用料等	1 財産管理費 237 千円 下草刈等賃金 210 千円 消耗品費 7 千円 保険料 20 千円 2 積立金 21 千円 基金積立金
亀岡市神前 財産区特別会計 補正予算（第1号）	31	1 財産運用収入 31 千円 基金利子	1 積立金 △ 709 千円 基金積立金 2 繰出金 740 千円 一般会計繰出金（区助成金）
亀岡市河原尻 財産区特別会計 補正予算（第1号）	74	1 財産運用収入 277 千円 土地貸付料 △ 18 千円 基金利子 295 千円 2 財産売払収入 △ 13 千円 松茸等採取権売り払い代 3 基金繰入金 △ 2,736 千円 基金取り崩し 4 繰越金 1,335 千円 前年度繰越金 5 雑入 1,211 千円 造林補助金 13 千円 森林整備地域活動交付金 103 千円 立木伐採補償料 1,095 千円	1 管理会費 △ 101 千円 委員報酬 △ 60 千円 事務委託料 △ 41 千円 2 財産管理費 △ 120 千円 林業先進地研修出席負担金 3 積立金 295 千円 基金積立金
亀岡市国分 財産区特別会計 補正予算（第1号）	789	1 財産運用収入 17 千円 基金利子 2 財産売払収入 △ 2 千円 松茸等採取権売り払い代 3 繰越金 670 千円 前年度繰越金 4 雑入 104 千円 造林補助金	1 管理会費 5 千円 印刷製本費 2 財産管理費 767 千円 林業先進地研修出席負担金 △ 120 千円 立会勘定負担金 887 千円 3 積立金 17 千円 基金積立金
補正額の合計	△ 11,997	△ 11,997	△ 11,997

平成 26 年 3 月 7 日開催

総務文教常任委員会

— 提 出 資 料 —

(案件)

川東・高田小中一貫校整備について

亀岡市教育委員会

川東小学校・高田中学校改築設計概要書

§ 1. 計画建物一覧(予定)

- | | | |
|------------|-----------------------|---------------------------|
| ・ 管理、特別教室棟 | R C 造 2 階建て | 延べ面積 2,997 m ² |
| ・ 体育館 | R C 造 (架構 : S 造) 平屋建て | 述べ面積 800 m ² |
| ・ 普通教室棟 | R C 造 (架構 : W 造) 平屋建て | 述べ面積 2,461 m ² |
| ・ 同上 (絆空間) | R C 造 (架構 : S 造) 平屋建て | 述べ面積 462 m ² |
-
- | | |
|-----------------|----|
| ・ 正門棟、駐輪場、器具庫など | 一式 |
|-----------------|----|
-
- | | | |
|-------------------------|---------------------|--------------------|
| ・ 現、高田中学校体育館 | R C 造 (架構 S 造) 平屋建て | 830 m ² |
| ※平成 27 年度に大規模改修工事を施して活用 | | |
| ・ 現、川東小学校プール設備 | | |
| ※現況のまま活用 | | |

§ 2. 全体の仕様など(予定)

- ・ 川東地区の景観に配慮した低層で和風様な勾配屋根
- ・ エレベータの設置をはじめとした全館バリアフリー対応
- ・ 温かみのある木質系内装を採用
- ・ 全館電気式空調機設置 (体育館、既存建物部分は除く)
室容積の大きい絆空間は床暖房方式を採用
- ・ 雨水貯留槽を設けて中水を利用
- ・ 30 k w h 太陽光発電

§ 3. 設計資料等

- ・ 外観パース、配置図
- ・ 平面図
- ・ 工程表

§ 4. 事業費

- | | | | |
|---------|-----|-----------------|----|
| ・ 1 期工事 | 事業費 | 1, 0 0 9, 8 0 0 | 千円 |
| ・ 2 期工事 | 事業費 | 1, 2 5 7, 0 0 0 | 千円 |

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築事業

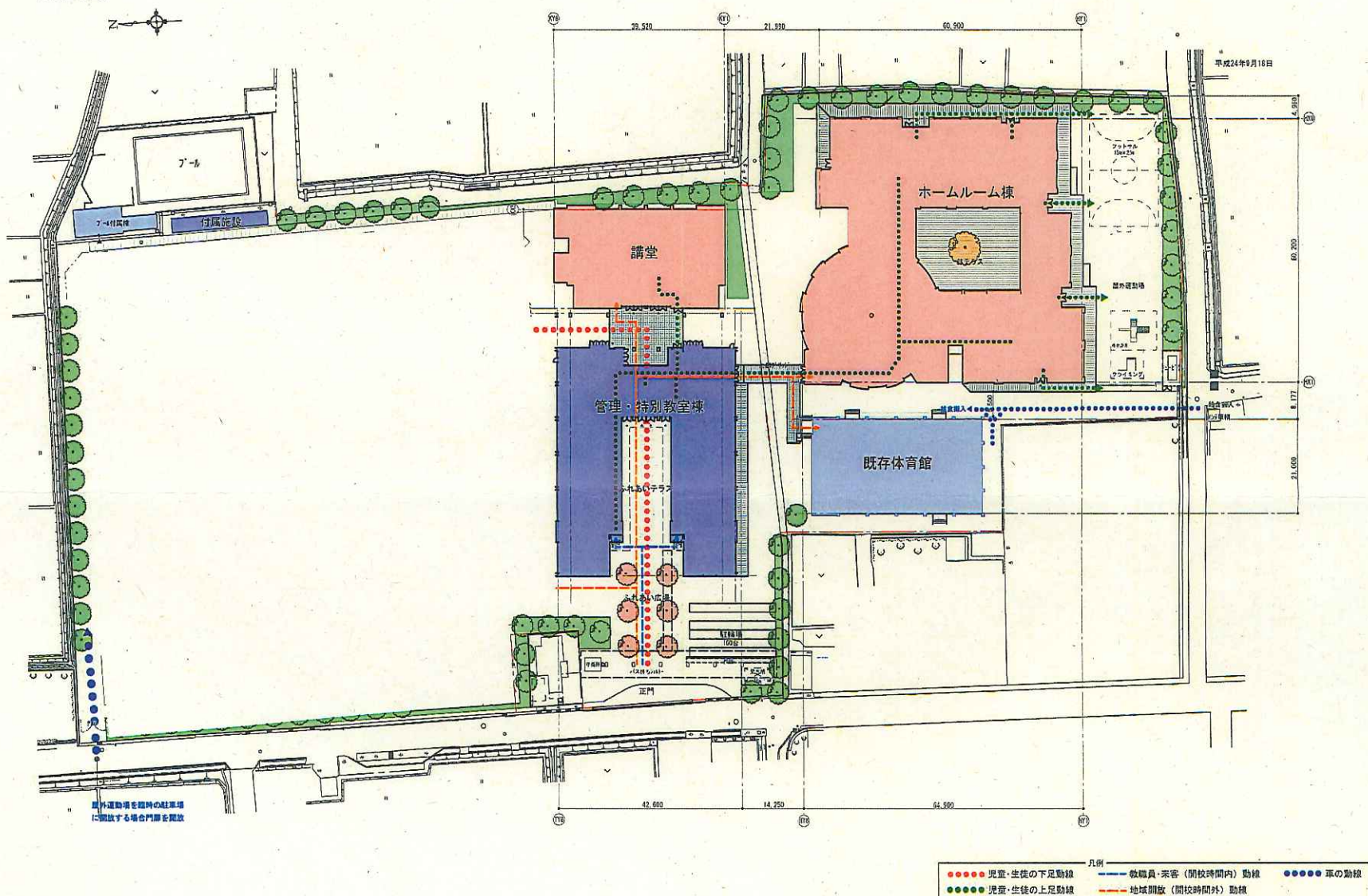
南東側外観パース



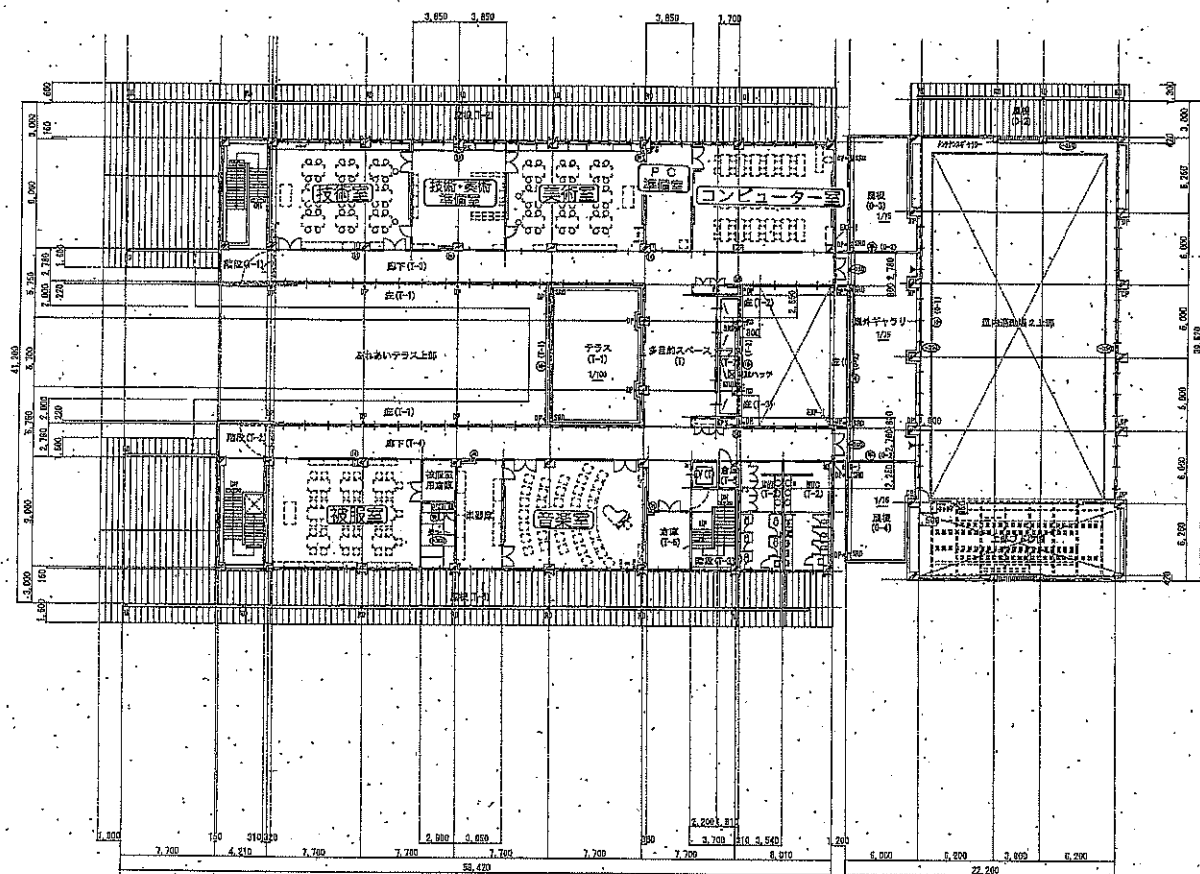
正門側外観パース



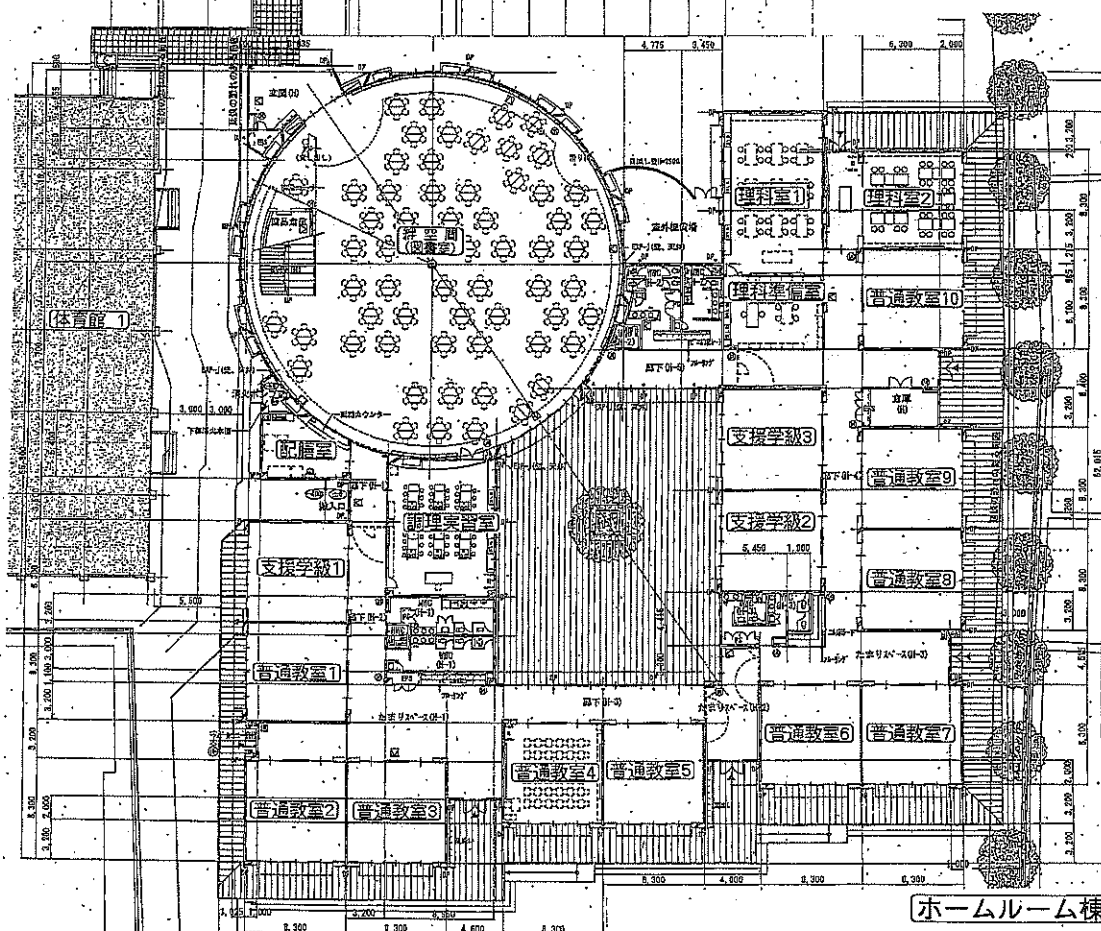
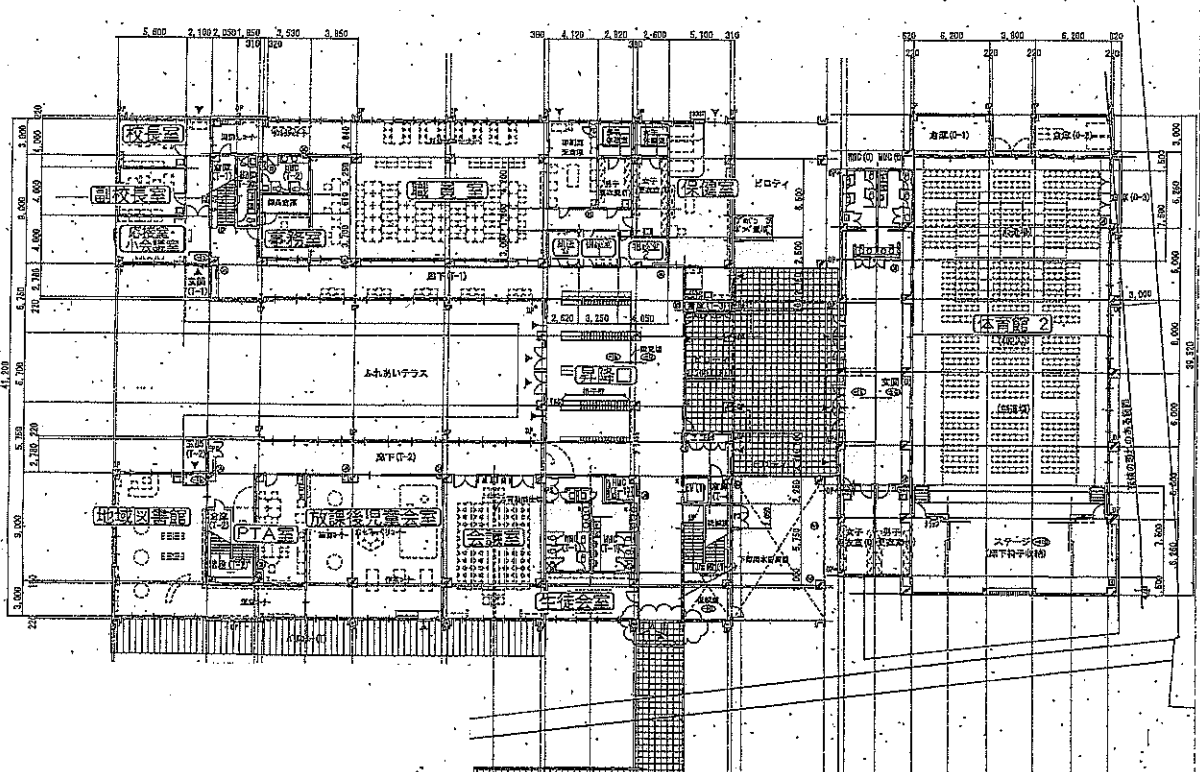
配置図



亀岡市立川東小学校・高田中学校改築事業



管理・特別教室棟 2階



ホームルーム棟

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築事業

■工程(案)

[illegible]